

# 第9次静岡県保健医療計画の策定

(静岡県障害福祉課)

## 1 概要

医療計画は、医療法に規定された、医療提供体制の確保を図るための計画である。平成29年度に総合的な見直しを行い、「第8次静岡県保健医療計画」(H30～R5)として策定した。

また、令和2～3年度に医療計画の中間見直しを行い、一部を変更している。

本年度、医療審議会計画策定作業部会等での議論を通じ、次期計画(R6～R11)を策定する。

## 2 第9次「静岡県保健医療計画」の概要

### (1) 計画の位置付け

法的根拠	医療法第30条の4(県における計画策定の根拠) 同法第30条の6(計画改定の根拠)
策定手続	県が静岡県医療審議会及び市町等の意見を聴き策定

### (2) 計画の概要(案)

計画期間	2024年度(令和6年度)から2029年度(令和11年度)までの6年間
2次保健医療圏	入院医療の提供体制を確保するための一体の区域(県下8医療圏)
基準病床数	病床整備の上限値(療養病床及び一般病床、精神病床、結核病床、感染症病床ごと設定)
医療連携体制の構築	6疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、肝疾患、精神疾患) 6事業(救急医療、災害における医療、へき地の医療、周産期医療、 小児医療(小児救急含む)、新興感染症発生・まん延時における医療) 在宅医療(在宅医療の提供体制、在宅医療のための基盤整備)

## 3 次期計画策定に当たっての精神疾患の留意事項

- ・国指針等を踏まえた数値目標の設定。
- ・多様な精神疾患等ごとに求められる医療機能を明確にし、各医療機能を担う関係機関(病院等)の名称を記載。
- ・基準病床については、国の指針等により、以下に示す計算式を用いる。

$(\text{令和8年の急性期入院患者数}^{\ast 1} + \text{回復期入院患者数}^{\ast 2} + \text{慢性期入院患者数}^{\ast 3} \times (1 - \text{慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合}) + \text{認知症慢性期入院患者数}^{\ast 4} \times (1 - \text{認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合}) + \text{流入入院患者数} - \text{流出入院患者数}) \div \text{精神病床利用率}^{\ast 5}$

※1 急性期入院患者数：精神病床における入院期間が3月未満である入院患者

※2 回復期入院患者数：精神病床における入院期間が3月以上1年未満である入院患者

※3 慢性期入院患者数：精神病床における入院期間が1年以上であって認知症でない入院患者

※4 認知症慢性期入院患者数：精神病床における入院期間が1年以上であって認知症である入院患者

※5 精神病床利用率：0.95(厚生労働省告示)

#### 4 数値目標の設定

項目	現状値	目標値	目標値の考え方
精神科病院1年以上の長期在院者数	2,924人 (2022.6.30)	2,772人以下 (2029年度)	地域移行を推進することにより1年以上の長期在院者数を引き下げる。
精神科病院入院後3か月時点退院率	63.6% (2020年度)	68.9%以上 (2029年度)	第7期障害福祉計画に係る国の基本方針に基づき設定する。
精神科病院入院後6か月時点退院率	82.3% (2020年度)	84.5%以上 (2029年度)	第7期障害福祉計画に係る国の基本方針に基づき設定する。
精神科病院入院後1年時点退院率	89.5% (2020年度)	91.0%以上 (2029年度)	第7期障害福祉計画に係る国の基本方針に基づき設定する。
精神科病院から退院後1年以内の地域における平均生活日数	327日 (2020年度)	327日以上 (2029年度)	第7期障害福祉計画に係る国の基本方針に基づき設定する。
行動制限(隔離・身体的拘束)指示割合	10.5% (2022.6.30)	8.3%以内 (2029年度)	国平均値(2022年度)に基づき設定する。

#### 5 2029年度(令和11年度)末の基準病床数

##### 【基準病床の目標値】

入院期間	第8次計画での基準病床数(a)	2022.6.30現在入院患者数	2026(令和8)年の推計(b) 政策効果あり	差(b-a)
急性期 (3か月未満)	1,171	1,237	1,573	402
回復期 (3か月～1年未満)	985	937	1,050	65
慢性期 (1年以上)	3,232	2,924	2,496	▲372
認知症慢性期 (1年以上)			364	
合計	5,388	5,098	5,483	95

(参考) 2023.9 現在許可病床数 : 6,412 床

#### 6 スケジュール

年月	策定経過
令和5年11月27日	第1回精神保健福祉審議会
令和5年12月6日	保健医療計画策定作業部会
令和5年12月22日	第2回医療審議会
令和5年12月～	パブリックコメント 最終案作成
令和6年2月	第2回精神保健福祉審議会
令和6年3月26日	第3回医療審議会
令和6年3月末	計画の策定・公表